

「特定有害廃棄物等の輸入の承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○特定有害廃棄物等の輸入の承認について（平成19年3月6日付け輸入注意事項19第11号）

改正後	現 行
<p>1 対象品目 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号。以下「バーゼル法」という。）第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等（バーゼル法第2条第1項第1号ロ及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令（平成30年環境省令第12号。以下「バーゼル省令」という。）第4条第1項に規定する物とする。） <u>なお、次のいずれかに該当する場合は承認を要しない。</u> <u>イ バーゼル法第8条ただし書並びにバーゼル省令第2条、第4条第1項括弧書及び第2項に規定する場合</u> <u>ロ 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成30年法律第61号）第24条第2項に規定する特定外国船舶であって、その輸入につき同項の規定により特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第8条の規定を適用しないこととされたもの</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 書面申請手続 (1) (略) (2) 提出先 <u>貿易経済安全保障局貿易管理部貿易審査課</u> (3) (略)</p> <p>4 ～ 6 (略)</p>	<p>1 対象品目 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号。以下「バーゼル法」という。）第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等（バーゼル法第2条第1項第1号ロ及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令（平成30年環境省令第12号。以下「バーゼル省令」という。）第4条第1項に規定する物とする。） <u>なお、バーゼル法第8条ただし書並びにバーゼル省令第2条、第4条第1項括弧書及び第2項に規定する場合は、承認を要しない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 書面申請手続 (1) (略) (2) 提出先 <u>貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課</u> (3) (略)</p> <p>4 ～ 6 (略)</p>

「台湾を船積地域とする特定有害廃棄物等の輸入の承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○台湾を船積地域とする特定有害廃棄物等の輸入の承認について（平成19年3月6日付け輸入注意事項19第12号）

改正後	現 行
<p>1 対象品目 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号。以下「バーゼル法」という。）第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等（バーゼル法第2条第1項第1号ロ及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令（平成30年環境省令第12号。以下「バーゼル省令」という。）第4条第1項に規定する物とする。） <u>なお、次のいずれかに該当する場合は承認を要しない。</u> <u>イ バーゼル法第8条ただし書並びにバーゼル省令第4条第1項括弧書及び第2項に規定する場合</u> <u>ロ 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成30年法律第61号）第24条第2項に規定する特定外国船舶であって、その輸入につき同項の規定により特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第8条の規定を適用しないこととされたもの</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 書面申請手続 (1) (略) (2) 提出先 <u>貿易経済安全保障局貿易管理部貿易審査課</u> (3) (略)</p> <p>4 ～ 6 (略)</p>	<p>1 対象品目 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号。以下「バーゼル法」という。）第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等（バーゼル法第2条第1項第1号ロ及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令（平成30年環境省令第12号。以下「バーゼル省令」という。）第4条第1項に規定する物とする。） <u>なお、バーゼル法第8条ただし書並びにバーゼル省令第4条第1項括弧書及び第2項に規定する場合は、承認を要しない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 書面申請手続 (1) (略) (2) 提出先 <u>貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課</u> (3) (略)</p> <p>4 ～ 6 (略)</p>